

しずぎん joyca R (ジョイカ R) 会員特約

第1条 (カードの名称)

このカードの名称は「しずぎん joyca R (ジョイカ R)」(以下「本カード」といいます。)とします。

第2条 (特約事項)

1. 「しずぎん joyca R (ジョイカ R) 会員特約」(以下「特約」といいます。)と「しずぎん joyca (ジョイカ) 会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の内容に抵触がある場合、特約が優先して適用されます。
2. 本特約に定めのない事項については、会員規約によるものとします。この場合、本カードは一般カードとして取り扱います。

第3条 (会員)

会員とは、会員規約および特約を承認のうえ、株式会社静岡銀行(以下「当行」といいます。)および三菱 UFJ ニコス(以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。)が認めた方をいいます。

第4条 (カードの種類)

本カードは、「しずぎん joyca (ジョイカ) 一体型カード規定」に基づく「しずぎん joyca 一体型」を選択することはできません。

第5条 (年会費)

会員は、本カードに係る年会費を免除されるものとします。

第6条 (利用代金の支払区分)

1. ショッピングの利用代金については、会員規約第26条の2(ショッピングリボ事前登録サービス)が優先的に適用されるものとします。ただし、リボルビング利用可能枠を超過した場合のその超過額、ギフトカード・プリペイドカード利用分、収納代行分(各種保険料等)は原則として1回払いとします。
2. キャッシングの利用代金については、会員規約第32条の2(キャッシングリボ事前登録サービス)が優先的に適用されるものとします。

第7条 (退会)

本カードの有効期限が到来する場合、長期間にわたり利用がない等の事由により、会員が当行および三菱 UFJ ニコス宛所定の退会届を提出するなどの方法によらず、退会となることがあります。

第8条 (特約の解除)

1. 本カードをしずぎん joyca (ジョイカ) の一般カードに変更することができます。この場合、特約は解除されるものとします。
2. 本カードについて、特約のみを解除することはできません。

第9条 (特約の変更)

特約の変更について、当行または三菱 UFJ ニコスから変更内容を通知した後または新特約を送付した後に本カードを利用したときは、会員が変更事項または新特約を承認したものとみなします。